

# 献 辞

米国には、年齢による差別を禁止する法律がある。馬渡淳一郎先生と加藤亮太郎先生が、もしこの法律の適用を受けることが出来たなら、このようなへたな献呈の辞を書くこともなかったであろうに。

なぜなら、馬渡先生は、現役の弁護士としてご専門の労働問題だけでなく、一般法律問題に関わって活躍なさっておられる。加藤先生は、最近、御高著「国際取引法と信義則」を出版なさって意気軒昂でおられる。

定年退職という決まった年齢で一律に退職する定めは、米国なら同法に反し、おふたりにふさわしくないことは、明らかである。

しかし、同法が存在しないわが国では、致し方なきことと受け入れなければならない。

おふたりの在職中の私ども後輩へのご教示、ご薫陶に感謝し、なお一層のご活躍とご健康を折り致します。

2009年3月

神戸学院大学大学院実務法学研究科長

小櫻 純